

## 1 本件審査の概略図（国際航空旅客運送事業）

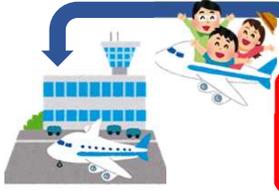
## 審査の視点

本件株式取得により、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる、**日本と韓国間の国際航空旅客運送市場**における競争を実質的に制限することとなるか。

## 本件株式取得の概要（旅客）

## 国際航空旅客運送役務

韓国の各空港（都市）  
※仁川と金浦は「ソウル」



日本の各空港（都市）  
※成田と羽田は「東京」

## 一定の取引分野の画定

当事会社グループが競合する**10路線**(東京-ソウル、大阪-ソウル、札幌-ソウル、名古屋-ソウル、福岡-ソウル、沖縄-ソウル、東京-釜山、大阪-釜山、札幌-釜山及び福岡-釜山)を検討。

- フルサービスキャリア(FSC)とローコストキャリア(LCC)は、同一の役務範囲として画定。  
(ただし、FSCに対するLCCからの牽制力の程度は路線ごとの競争分析において考慮)
- 特定の出発地空港と到着地空港を発着地とする路線(往復)ごとに地理的範囲を画定。

## 競争の実質的制限の検討

## ▶ 単独行動（下記7路線に係る記載）

## ① 当事会社グループの地位及び競争者の地位等

- 当事会社グループの合算シェアが約50%ないし約75%（1位）と高く、2位以下との格差が大きくなる。

## ② 競争事業者からの牽制力

- 特にソウル路線（東京-ソウルを除く。）については、本件株式取得後はFSC同士の競争が完全に失われる（FSCに対するLCCからの牽制力は相対的に弱く、競争に与える影響が大きい。）。
- 当事会社グループと競争事業者の増便予定を踏まえても、競争事業者からの牽制力は限定的。

## ③ 参入

- 新規参入者からの競争圧力はない。

## ④ 経済分析

- 当事会社グループには本件株式取得後に値上げのインセンティブがあるとの結果が得られた。

## ▶ 協調的行動

協調的行動による競争の実質的制限が生じる懸念はないと判断。

本件株式取得は、10路線のうちの**7路線**（大阪-ソウル、札幌-ソウル、名古屋-ソウル、福岡-ソウル、大阪-釜山、札幌-釜山及び福岡-釜山）における競争を実質的に制限することとなる。

## 当事会社からの問題解消措置の提案

- 上記7路線について、**一方当事会社グループの保有スロット（飛行場における発着枠）を、特定の航空事業者に対して譲渡**する。
- 上記①の譲渡スロット数が、当該一方当事会社グループの保有スロット数に満たない場合は、**不足分について不特定の航空事業者からのスロット譲渡要請に応じる**。
- 地上操業サービス契約締結等の支援策により、スロット譲渡先の競争力を補完する。
- 上記①による供給拡大・参入が現実化する時点まで、競争維持に必要な措置を採る。
- 監視受託者を選任し、上記①から④の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる。

## 結論

上記措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により、**国際航空旅客運送市場における競争を実質的に制限することとならない**と判断。

## 2 本件審査の概略図（国際航空貨物運送事業）

### 審査の視点

本件株式取得により、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる、**日本と韓国間の国際航空貨物運送市場**における競争を実質的に制限することとなるか。

### 本件株式取得の概要（貨物）

#### 国際航空貨物運送役務

#### 本件株式取得

韓国



大韓航空

株式取得

アジアナ航空

日本



### 一定の取引分野の画定

日本発韓国着（片道）の航空機による貨物運送

#### ➤ 役務範囲

- ・ 航空機による貨物運送（インテグレーターが行う運送サービス及び海上貨物輸送役務は除く。）

#### ➤ 地理的範囲

- ・ 日本発韓国着路線（韓国発日本着路線は別市場）

### 競争の実質的制限の検討

#### ➤ 単独行動

- ① 当事会社グループの地位及び競争者の地位等・市場における競争の状況等
  - ・ 当事会社グループの合算シェアは60%を超え、シェア順位は1位となる。
  - ・ 2位以下の事業者との格差は大きい。
  - ・ アシアナ航空は、大韓航空よりも安値を提示する傾向があった。
- ② 競争者の供給余力及び差別化の程度
  - ・ 競争事業者に供給余力は認められるものの、当事会社とは差別化されている。
- ③ 参入・隣接市場からの競争圧力（インテグレーターによる運送サービス等）・需要者からの圧力
  - ・ いずれも限定的。
- ④ 経済分析
  - ・ 当事会社の価格は相互に牽制し合っていること、本件株式取得後、当事会社グループには値上げインセンティブが生じること等が示唆された。

#### ➤ 協調的行動

協調的行動による競争の実質的制限が生じる懸念はないと判断。

本件株式取得は、**日本発韓国着の国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限**することとなる。

### 当事会社からの問題解消措置の提案

- ① アシアナ航空は、**全世界の路線を対象とする貨物専用機による貨物運送事業を第三者に譲渡**する。
- ② 当事会社グループは、特定の航空事業者との間で**ブロック・スペース・アグリーメント\***を締結し、貨物搭載スペースを一定の競争力のある価格で提供する。\*一定の貨物搭載スペースを競争事業者に提供する契約
- ③ 監視受託者を選任し、上記①及び②の措置について継続的履行監視及び公正取引委員会への定期報告をさせる。
- ④ 上記①の措置について、必要に応じて事業処分受託者を選任し、当該事業譲渡の実行を担保する。

### 結論

上記措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により、**国際航空貨物運送市場における競争を実質的に制限することとならない**と判断。